

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例について



神奈川県では、公共的施設での受動喫煙を防止し、県民の健康を守ることを目的とした「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が平成22年4月1日にスタートしました。

不動産取引業、不動産賃貸業・管理業の店舗(事業所)は第2種施設に区分され、「禁煙」か「分煙」を選択することとなっています。

また、テナントビルなどの賃貸物件の入居者が条例の対象施設に該当する場合には、「禁煙」や「分煙」の措置が義務付けられますので、条例に関してお客様への情報提供についてのご協力を願います。

条例が適用される公共的施設や条例の内容等はつぎのとおりです。

■ 条例が適用される公共的施設の例

第1種施設 → 禁煙	第2種施設 → 禁煙または分煙
学校、病院・診療所 劇場、映画館、観覧場 公衆浴場、物品販売店 銀行などの金融機関 公共交通機関、図書館 社会福祉施設、官公庁施設 テナントビルの通路部分など	飲食店、宿泊施設、ゲームセンターなどの娯楽施設 その他(クリーニング店、 不動産店 、理・美容所、旅行代理店など)
	特例第2種施設 → 禁煙または分煙が努力義務 床面積の合計が100㎡以下(調理場を除く)の飲食店 床面積の合計が700㎡以下の宿泊施設 マージャン屋やパチンコ屋などの風営法対象施設

■ 施設の管理者には、次のことが義務付けられています

1. 「禁煙」または「分煙」の措置を講じること
2. 喫煙所や喫煙区域等から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止すること
3. 喫煙禁止区域には、灰皿などの喫煙用の器具や設備を設置しないこと
4. **未成年者を喫煙区域や喫煙所へ立ち入らせないこと** (従業員などを除く)
5. 違反喫煙者に対して喫煙の中止や退去を促すこと
6. 施設の入口付近の見やすい位置に「禁煙」や「分煙」の表示をすること

- ◆ 屋外や、特定の人しか出入りしない事務室・住居などは、条例による規制の対象外です。
- ◆ 分煙を選択した店舗の場合、条例の分煙基準では、「① 喫煙区域と喫煙禁止区域の境界にたばこの煙を通さない構造と材質である仕切り」、「② 喫煙区域に屋外へたばこの煙を排出する排気設備」、以上の二つが必要です。また、仕切りに開口部分がある場合には、「③ 喫煙禁止区域から喫煙区域の方向に毎秒0.2mの空気の流れ」が必要となります。
- ◆ 禁煙を選択した店舗でも、条例の分煙基準を満たしていれば喫煙所の設置が可能です。

- ◆ 店舗の入口付近の見やすい位置に、条例の規則に定める「禁煙」や「分煙」の表示が義務付けられています。
- ◆ 表示の大きさは、日本工業規格A6版(横105mm×縦148mm)以上と定めています。



※ 分煙対策をお考えの事業者の方は、分煙等の技術的な相談を実施している県の窓口をご利用ください。また、小規模事業者を対象とした分煙設備・喫煙所設置への融資・利子補給の制度があります。分煙技術相談や融資・利子補給についての詳細は、下記までお問い合わせください。

※ 表示の様式は、神奈川県のホームページからダウンロードできます。

【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/15/1383/tobacco/pdf/tobacco_hyouji.pdf

■ 罰則の適用について

- ◆ 受動喫煙防止条例では罰則として、条例に定められた義務を履行しない施設管理者には5万円以下の、違反喫煙者には2万円以下の過料(金銭を徴収する罰)を規定しています。
- ※ 第2種施設に係る罰則規定は、平成23年4月1日から施行

現在、県担当職員が条例周知等のため任意の戸別訪問を実施し、必要に応じて条例パンフレットや表示ステッカー等の配布を行っているため、ご協力をお願いいたします。